第３号・平成16年３月12日号

中条町・黒川村
合併協議会だより

○編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会　〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328　メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス　http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

中条町・黒川村 合併重点支援地域に指定される

中条町と黒川村は二月二十六日付けで県知事に合併重点支援地域の指定を要望し、三月四日付けで指定されました。今後は様々な国や県の支援が受けられることとなります。

Topics

◇第３回任意合併協議会を開催
（２月26日：中条町産業文化会館多目的ホール）
※協議内容は裏面をご覧ください

◇第２回協議会委員研修会を開催
研修内容：行政制度調整
　　合併特例債
　　合併重点支援地域
　　他
（２月18日：中条町産業文化会館会議室）

合併重点支援地域とは

合併に向けて具体的な取り組みを行っている市町村が、合併特例法の期限までに協議が終了できるよう国・県が重点的に支援する地域のことです。

【国の支援】
①合併啓発事業や協議会負担金等に対する交付税措置
②合併移行による電算システムの統一化等に対する交付税措置
③合併準備補助金

【県の支援】
①職員派遣による人的支援
②合併協議支援事業補助金
③合併支援県道整備事業

県内の合併重点支援地域の指定状況

指定日	協議会名
H13.9.18	北魚沼郡６か町村合併協議会
H14.1.24	佐渡市町村合併協議会
H14.4.1	北蒲原郡南部郷合併協議会
H14.6.17	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会
H15.3.5	東蒲原郡町村合併協議会
H15.3.5	新潟地域合併問題協議会
H15.7.4	柏崎刈羽地域合併協議会
H15.8.8	村上市岩船郡６市町村合併協議会
H15.8.8	三島郡３か町村合併協議会
H15.8.8	糸魚川市・能生町・青海町合併協議会
H15.9.1	上越地域合併協議会
H15.10.10	六日町・大和町合併協議会
H15.10.10	新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会
H16.1.30	三条・栄・下田合併協議会
H16.3.4	中条町・黒川村任意合併協議会

新市名称募集要綱を提案

～第3回任意合併協議会を開催～

二月二十六日、中条町・黒川村任意合併協議会の第3回会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。

協議会では、前回会議において『新市の名称は公募とする』と確認したことに伴い、選定基準や選定方法を盛り込んだ新市名称募集要綱が提案されました。

また、協議会において、地方税に関する行政制度調整が提案され、次回以降協議会において本協議が行われる予定です。

第3回協議内容

【協議事項】

◇議案第五号

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」（継続協議）

両町村の議会から「現行合併特例法の改正動向に関係する具体的な合併期日やまちづくりアンケート結果に伴う新市建設計画の将来構想などを確認していないことから、合併特例法による特例の取扱いを含めて継続協議としたい」との意見があり、継続して協議していくことになりました。

◇議案第六号

「新市名称募集要綱について」

応募資格及び名称は特に制限を設けないとした新市名称募集要綱が提案され、継続して協議していくことになりました。

◇議案第七号

「地方税の取扱いについて」

個人市町村民税など10項目に分類された地方税の取扱いについて提案され、継続して協議していくことになりました。

任意協議会での基本的な協議の流れ

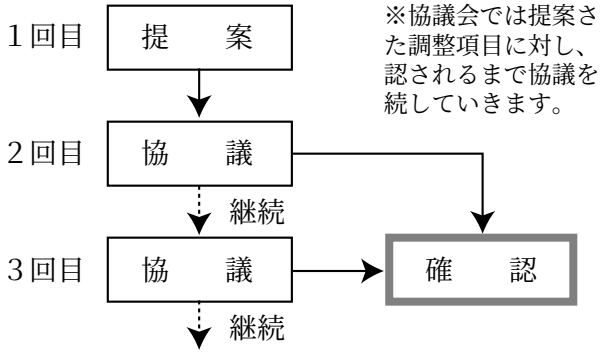

※協議会では提案された調整項目に対し、確認されるまで協議を継続していきます。

用語解説②

地方税

税金には色々な種類がありますが、どこに納めるかによって地方税（県や市町村に納めるもの）と、国税（国に納めるもの）に分けられます。

地方税には、自動車税や不動産取得税などの県税と、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税などの市町村税があります。これら地方税は地方自治体の裁量で、多少税率などを変えることが認められていますので、住むところによっては税金が違ってくることがあります。

行政制度調整協議予定

協議会では行政制度調整に関する本格的な協議がスタートしています。行政制度調整とは合併した場合の旧町村が所有する財産の取扱いや、町村間の各種行政制度の違いなどを合併に向けて事前に調整するものです。

なお、協議会では、主に住民の生活に密接に関わる項目について協議が行われます。

会議は一般公開していますのでぜひ傍聴においでください。

今後の行政制度調整予定

○農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
○国民健康事業の取扱い
○介護保険事業の取扱い
○使用料・手数料等の取扱い
○町名・字名及び行政区名の取扱い
○慣行の取扱い
○一部事務組合等の取扱い
○一般職・特別職の職員の身分の取扱い
○財産及び債務の取扱い
○各種団体への補助金・交付金等の取扱い
○事務組織及び機構の取扱い
○条例・規則等の取扱い
○電算システムの取扱い
○消防防災に関すること
○地域審議会に関すること
○各種事務事業の取扱い
・窓口業務に関すること
・環境衛生に関すること
・福祉事業に関すること
・保険事業に関すること
・学校教育事業に関すること
・生涯学習関係事業に関すること
・都市計画に関すること
・建設に関すること
・公営住宅に関すること
・上・下水道事業に関すること
・農業振興に関すること
・林業振興に関すること
・水産業振興に関すること
・商工労働に関すること
・産業振興に関すること
・観光・旅行に関すること
・総務に関すること
・交通安全に関すること
・広報に関すること
○その他

まちづくりアンケート速報

～ご協力ありがとうございました～

まちづくりに関する意見を把握し、新市建設計画の基本構想に反映させるため、１月下旬にアンケート調査を行いました。

両町村に居住する16歳以上の方、3,000人にアンケートをお願いした結果、1,749人から回答をいただきました。58.3%もの高い回答率でした。

年代別では、50歳代の方が最も高く70.5%。職業別では会社員・団体職員の方が最も高く全体の30.6%となっています。

なお、アンケート結果の詳細については次号以降で報告します。

回答率 58.3%

中条町　54.0%
黒川村　70.7%
（２月24日現在）

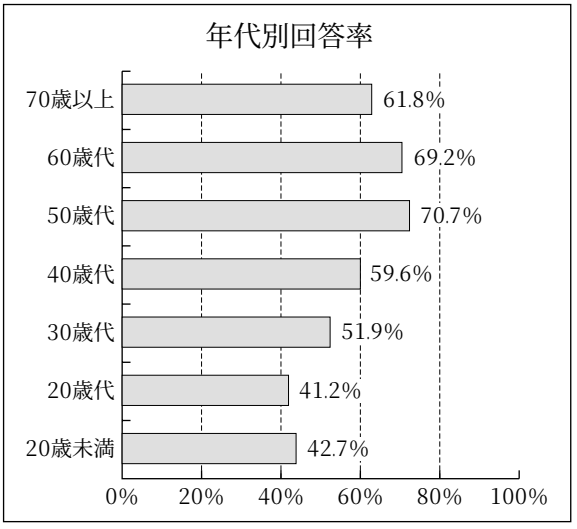

両町村の現状分析

現在、事務局では、新市建設計画の前段ともいえる「新市将来構想」を策定しています。この将来構想の中では、昨今の社会情勢から合併議論に至った背景として、

①日常生活圏の広域化
②少子高齢化と人口減
③地方分権と財政問題
④新しいまちづくり

の四つの大きな理由があると分析しています。とりわけ「少子高齢化」と「財政状況」は、合併のメリットである行政エリアを拡大することにより、行政サービスの質を維持できるか、またそのコストを削減できるかに関わる問題でもあります。

合併に対する議論を高めていただくため、今回は両町村の人口動態や財政状況をみなさんにお知らせしたいと思います。

◇人口動態
～進む高齢化社会～

両町村の人口は図1のとおり年々減少を続け、平成12年10月1日を基準に行われた国勢調査では、3422人と平成7年に対して、2・6%、552人減っています。町村別に見ると、中条町は768人と減少している一方、黒川村は216人と増加していますが、この期間、宅地分譲や社会福祉施設の建設などによる転入者の増加と見ることができます。

図2では年齢区分を14歳以下、15歳～64歳、65歳以上の3つに分け、それぞれの推移状況を表しています。14歳以下の人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の人口は急激に増加しているという少子高齢化の状況が顕著に表れています。

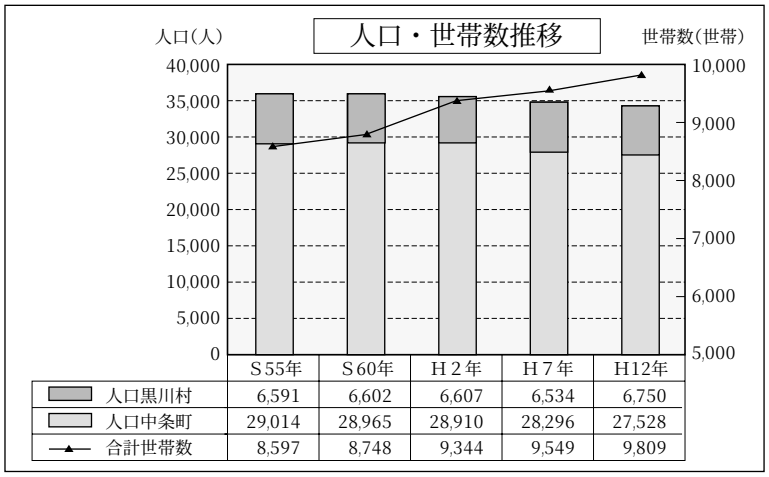

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
人口黒川村	6,591	6,602	6,607	6,534	6,750
人口中条町	29,014	28,965	28,910	28,296	27,528
合計世帯数	8,597	8,748	9,344	9,549	9,809

図1　（資料：国勢調査）

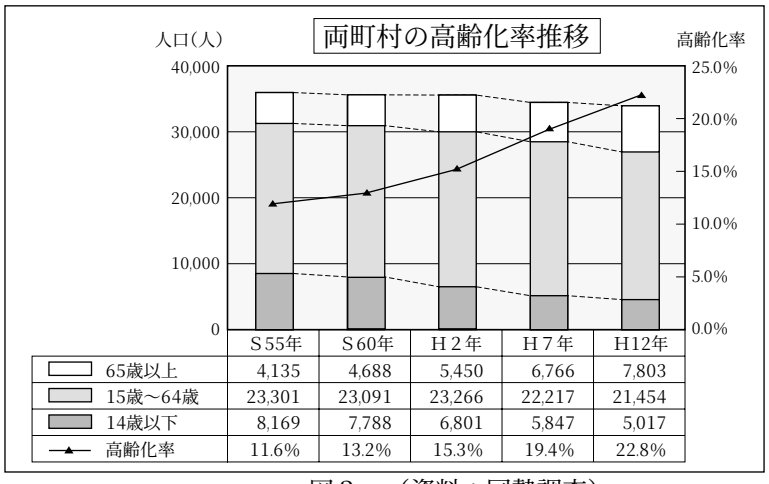

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
65歳以上	4,135	4,688	5,450	6,766	7,803
15歳～64歳	23,301	23,091	23,266	22,217	21,454
14歳以下	8,169	7,788	6,801	5,847	5,017
高齢化率	11.6%	13.2%	15.3%	19.4%	22.8%

図2　（資料：国勢調査）

◇財政状況
～伸び悩む税収入、見直しが進む地方交付税～

ここ数年の景気の低迷に伴い、税収が落ち込む中で、地方財政の借入金残高は平成15年度末で約199兆円に上ると見込まれております。きわめて厳しい財政状況におかれ、更に今後、財政構造改革の一つとして地方交付税（※1）の見直しが予想されることから、市町村合併によって行財政の基礎をもっと強くすることが求められています。

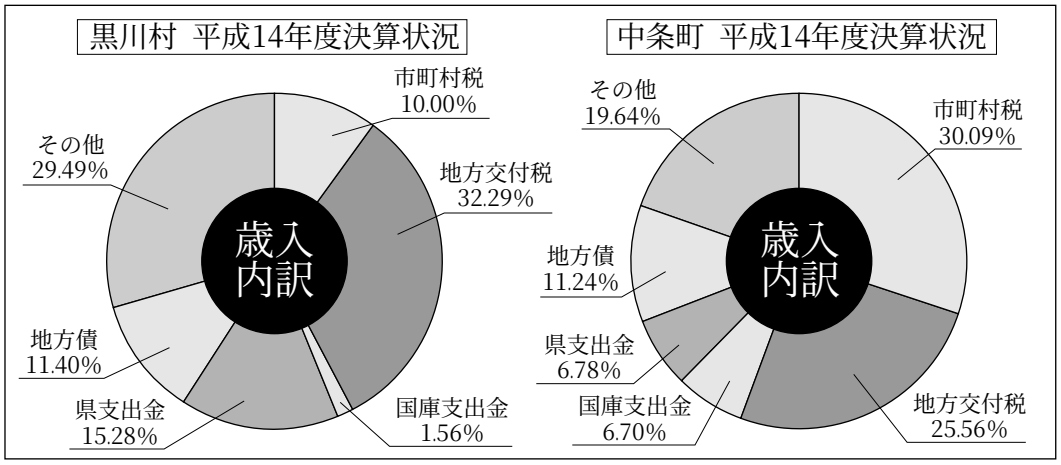

図3　両町村の平成14年度決算における市町村税・地方交付税の割合

両町村の平成14年度決算における市町村税、地方交付税の割合（図3）を見ると、自主財源である市町村税は中条町で30・1％、黒川村で10・0％となっております。また、国から交付される地方交付税はそれぞれ25・6％、32・3％となっていることから非常に大きな財源となっていることが確認できます。ここ数年における市町村税の推移（図4）は人口の減少に比例して、減少傾向となっています。更に地方交付税の推移（図5）を見ると、ここ数年は減少傾向にあり、今後の地方交付税の動向を勘案すれば益々財政が圧迫されるのが推測できます。

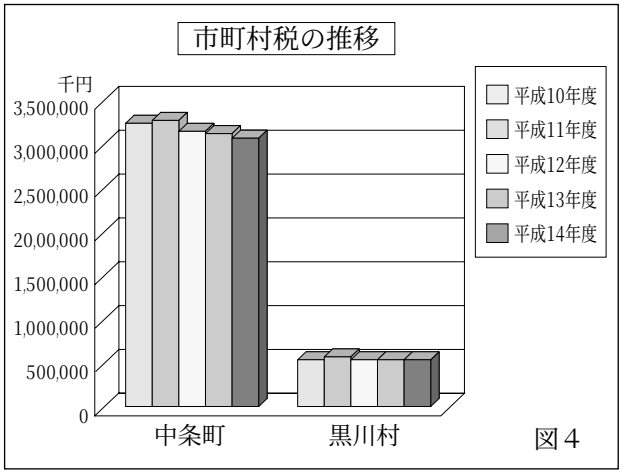

図４

今までは経済情勢の悪化による両町村の財源の推移などを見てきましたが、次に両町村の貯金や借金に当たる基金や地方債について分析します。

はじめに基金についてですが、基金とは特定の目的のために資金を積み立てたもの等をいいます。家庭でいえば、貯金に例えられるものです。平成14年度末時点で、両町村合わせて総額33億円余りの基金を保有しています。基金には目的が決められていて、容易に取り崩しはできませんが、比較的自由に扱える財政調整基金（※2）や地方債の償還を目的とする減債基金を両町村合わせると、18億円余りとなります。

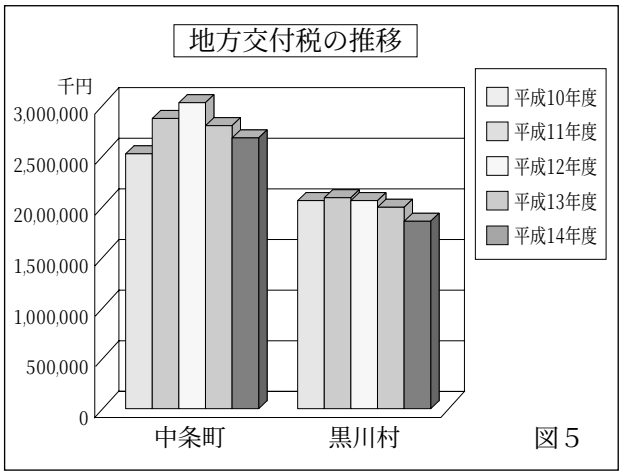

図５

次に地方債ですが、地方債とは町村等が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものです。地方債は県が市町村の財政状況を勘案し、県が許可した場合のみ発行できます。一般的に地方債の許可制限にかかる指標となるのが起債制限比率です。これが3カ年平均で14％以上になると県の指導となり、20％以上になると借り入れができなくなります（一般公共事業債を除く）。平成14年度末時点の地方債残高は両町村合わせて２００億円余りとなっています。

今回は現在の両町村人口動態や財政状況について基礎的なデータを取り上げてきました。これら現状を踏まえて、新市における建設計画の基本構想を策定し、できあがりましたら皆さんにお知らせしたいと考えています。

（※1）地方交付税
全国の自治体では地域の経済力の違いによって税収の開きがあり、財政力に大きな差があります。この自治体間の財政力の差を埋め、行政水準に格差が出ないよう国の税金の一部を地方へ配分することが地方交付税なのです。

（※2）財政調整基金
地方公共団体の財政は不況等により大きな税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするもので、このような予期しない収入減や不時の支出増加等に備え、長期的な視野にたった計画的な財政運営を行うために財源の余裕のある年度に積み立てておく基金をいいます。

図６　平成14年度　両町村財政事情　（資料：市町村財政状況調べ）

市町村名	地方債残高			基金			地方交付税	市町村民税収入済額
		１人当り	起債制限比率(3カ年平均)		内財政調整基金及び減債基金	１人当り		
	（千円）	（千円）	（%）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
中条町	12,880,817	466	13.8	1,395,504	1,070,985	50	2,639,079	3,106,306
黒川村	7,552,593	1,212	7.9	1,959,904	738,709	314	1,789,679	554,072

協議会委員紹介

～中条町と黒川村の合併協議に向けて～

◎協議会における委員の方々を今回から２回にわたり紹介していきます。

水澤寅一委員
（中条町）

黒川村、中条町との合併が任意協議会の場に入り、新しいまちづくりに向け真剣に話し合いが進んでおります。この合併については、両議会でも異論が出ないのも、お互いの信頼関係に基づくものであり、今後も大事に進めてまいりたいと思っております。

小野金吾委員
（黒川村）

両町村の合併がスムーズに移行するには住民の皆様に十分なる説明のもとでご理解をいただくことが大切だと思っておりますので、その方向で努力してまいりたいと思います。

齋藤八重子委員
（中条町）

私は日赤ボランティア活動を通して多少なりとも行政と関わってきたのですが、この度合併協議会の一員として感じることは、きめ細やかな住民サービスの提供できる両町村の共通した基盤をつくる合併方向を強く感じております。

桐生百合子委員
（黒川村）

はからずも私のような者が委員を仰せつかり恐縮しております。合併という大きな課題の中でよりよい市が誕生しますよう微力ではありますが努めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

杉田　正委員
（中条町）

住民委員として任命いただき、責任の重さを痛感しているところであります。住民の皆様のご意見を反映した、地域づくりを目指した協議会でなければと考えます。よろしくお願い申し上げます。

水澤信一委員
（黒川村）

協議会の一員として参画できる事の重大さ、また私でよかったのかと感じているところです。発足後２ヶ月程度になりますが、まだ合併の是非の話があるようです。いずれにしろ将来に禍根を残さぬよう自分の信念をもって会議に臨みたいです。

大沼鐵男委員
（中条町）

この度、住民代表委員として参加いたしました。微力ながらも誠心誠意努める所存でございます。合併の成立には、住民の皆様のご理解が何より大切です。どうぞ、今後の動きについて忌憚のないご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

中村利一郎委員
（黒川村）

情報通信手段の発展に加えて、私ども住民の日常生活での医療、買物、通勤と行動範囲は大きく拡大しており、広域的観点からも効率的で魅力的なまちづくりが求められていると思っております。

皆藤和雄委員
（中条町）

市町村合併は、「現実」を見誤ることなく、孫子の「将来」をより安心なものにする第一歩です。幸いに、合併の理想とする「相方にないものを備えている」中条町・黒川村は理想のカップルです。ゴールインの必須条件は、信頼・互譲・情報の共有化！

皆川彌一郎委員
（黒川村）

去年12月25日、中条町、黒川村任意協が設立されました。その新市建設計画の基本構想を議論する一員として重責を感じています。将来に禍根を残さない「まちづくり」を目標にと考えていますので住民各位のご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。

相馬　晃委員
（中条町）

人間には誰しも生まれ育った町や村に深い愛着の念があると思う。その想いを傷つけることなく、新しい生活環境に大きな夢を託すことができるような合併の実現を目指し、微力ながら尽力していきたいと思う。

鈴木秀一委員
（黒川村）

大変大きな問題が提起されておりますが、民意が反映され、活性化が期待できる基本構想の策定を願うと共に自然と調和し、活力ある心豊かなまち、そして行政と共に住民がもてるものを素直に提供しあって進むまちづくりが進むように願っています。

片野　茂委員
（中条町）

私達消防団の活動で災害、事故等が発生した場合、別の組織でありながら一緒に同じことをしてまいりました。昔から結びつきの強い町村でしたのでこの合併が成立して、皆様にもっと安心して暮らしてもらえる新しい市が誕生することを願っております。

坂上徳三郎委員
（黒川村）

この度は歴史に残る合併協議会の委員に選出いただき誠に光栄に思っております。

この重大な任務を地域の皆様のご意見を少しでも反映できますよう一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

渡辺宏行委員
（中条町）

市町村合併は、町の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす重要な課題。私も協議会メンバーの一員として、住民福祉の向上はもとより、中条町の将来に禍根を残さぬよう精一杯頑張っていきたいと思います。

布川嘉一郎委員
（黒川村）

黒川村も少しずつ変化の兆しが見えてきているようです。今をどう捉え、どう判断するかでしょう。人と人との繋がりによってよい対話がなされていくしかないでしょう。優しさのあふれる新しい市を作り上げることが究極の目標であり、力を合わせ対話して頑張ってみたいと念じています。

小野貴史委員
（中条町）

青年層として参加させていただいております。中条町、黒川村共に歴史的にも近いこともあり、スムーズに合併できると思っております。

新市建設計画において、就学児童をもつ親として教育問題及び将来へ向けての定住、雇用対策について若者らしい発言をしていきたいと思います。

坂上隆夫委員
（黒川村）

中条町と黒川村の合併協議会の話し合いの中で、住民の皆さんが、安心してよりよい暮らしができる様になればと思っています。

また、色々な面においての環境づくりに少しでも役に立てればと思っています。

合併Q&A

合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。今回は12月に行われました住民懇談会・説明会の主な質疑状況を掲載しました。

Q なぜ急に合併という話になったのですか？（黒川村）

A 村を取り巻く情勢等の急激な変化が起きてきています。行財政状況の変化に加えて、政府は当初自主的合併を促していましたが、小規模町村に対して介入する動きがでてきております。また、特例法の延長により期間内での合併が見込まれるようになったことが理由としてあげられます。

Q 黒川村との合併との話は突然すぎる。急ぎ過ぎではないか？（中条町）

A 両町村とも新発田圏域の研究会へは同席していましたし、行政レベル、議員レベルの交流は以前からあったことからすれば、むしろ自然な形であり、決して「突然」とは言えません。ただ合併特例法の期限を考えると、事務的な作業はスムーズに進めなければならない事は確かです。

Q 荒川町から何らかの話はあったのか、あれば一緒になるのか、また新発田市との合併は考えていないのか？（黒川村）

A 荒川町については、実質的には何も話がありません。協議会を離脱するには関係市町村全部の議決が必要で時間がかかると思われます。今は中条町との協議を進めており、現時点では、中条町との合併を考えているものであります。また、現在新発田市との話はありません。

Q 住民投票やアンケートは実施しないのか？（中条町）

A 現段階で住民投票を行う考えはありません。時間的な問題、議会制民主主義の問題は確かにありますが、実施することにより住民間に賛成・反対のしこりを残すことがむしろ問題と考えるからです。過去の例や各地の事例からしても、新しいまちづくりを議論しようとするときに、地域内を二分するようなことは避けたいと思っていますし、しなくてもいいように情報の提供と意見集約に努めたいと考えています。

Q 合併すれば今より良くなるのか？（黒川村）

A 地理的・歴史的にも一体的に考えられてきた面が大きく、経済面についても、合併により良い方向に地域運営が図れるものと考えられます。行政規模が大きくなることにより広域的な視点でバランスのとれた「まちづくり」計画が可能になると思われます。

協議会を傍聴しませんか

第４回任意合併協議会

と　き　３月26日（金）
午後２時から
（受付：午後１時30分から）
ところ　中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。
事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村任意合併協議会のホームページもご覧ください。

URL：http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

皆さんのご意見をお聞かせください。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局
〒959-2693　中条町新和町2番10号（中条町役場内）
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328
E-mail　hokubugo@iplus.jp